

令和6年9月9日

関係団体各位

指宿市 建設部
都市・海岸整備課長

指宿市立地適正化計画に係る届出制度について（事前周知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げますとともに、平素より市政に対する御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年における急速な少子高齢化や人口減少等の社会情勢の変化に伴い、今後生活サービス施設の撤退等による生活利便性の低下をはじめ、インフラ施設の維持管理コストの増大や地域コミュニティの衰退等が懸念されます。これらの対策として、平成26年8月に「改正都市再生特別措置法」が施行され、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりが求められています。

指宿市におきましても、誰もが安全・安心に過ごせる持続可能なまちづくりの実現に向けて「指宿市立地適正化計画」を令和6年10月1日に策定予定としています。

計画が策定されると、都市再生特別措置法に基づき居住誘導区域外や都市機能誘導区域外等において一定の建築行為や開発行為等について、行為の30日前までに市長へ届出が必要になるため、以下のとおり事前に周知するものです。

記

1. 計画の策定予定日

- ・令和6年10月1日（火曜日）

2. 届出の対象となる行為

- ・居住誘導区域外での住宅等の開発行為・建築行為
- ・都市機能誘導区域外での誘導施設を有する開発行為・建築行為
- ・都市機能誘導区域内において誘導施設の休止又は廃止

*詳しくは指宿市のHPをご覧ください。

【問い合わせ先】

〒891-0497 指宿市十町2424番地
指宿市建設部都市・海岸整備課 都市整備係
担当：野元、一田
TEL 0993-22-2111(内線362) FAX 0993-22-2160